

令和8年5月18日

日本貸金業協会

貸付自粛(登録・撤回)申告手続き休止のお知らせ

令和8年9月25日(金)から令和8年9月30日(水)までシステム改修のため貸付自粛(登録・撤回)申告手続きを休止させていただきます。

撤回手続きは登録から3か月を経過しなければ行うことができません。

このため休止期間中に撤回可能日を迎える方につきましては、通常より手続きまでにお時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

【例】

令和8年6月24日に登録をした場合、通常は令和8年9月25日から撤回可能となりますが、休止期間中のため令和8年10月1日(木)以降の手続きとなります。

また、休止期間中に撤回を希望された場合でもすべて令和8年10月1日(木)以降の手続きとなります。